

法改正、SDS情報交換のための標準的フォーマット等の公開について

令和7年7月17日

中災防主催：SDS電子化補助金事業説明会

厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課

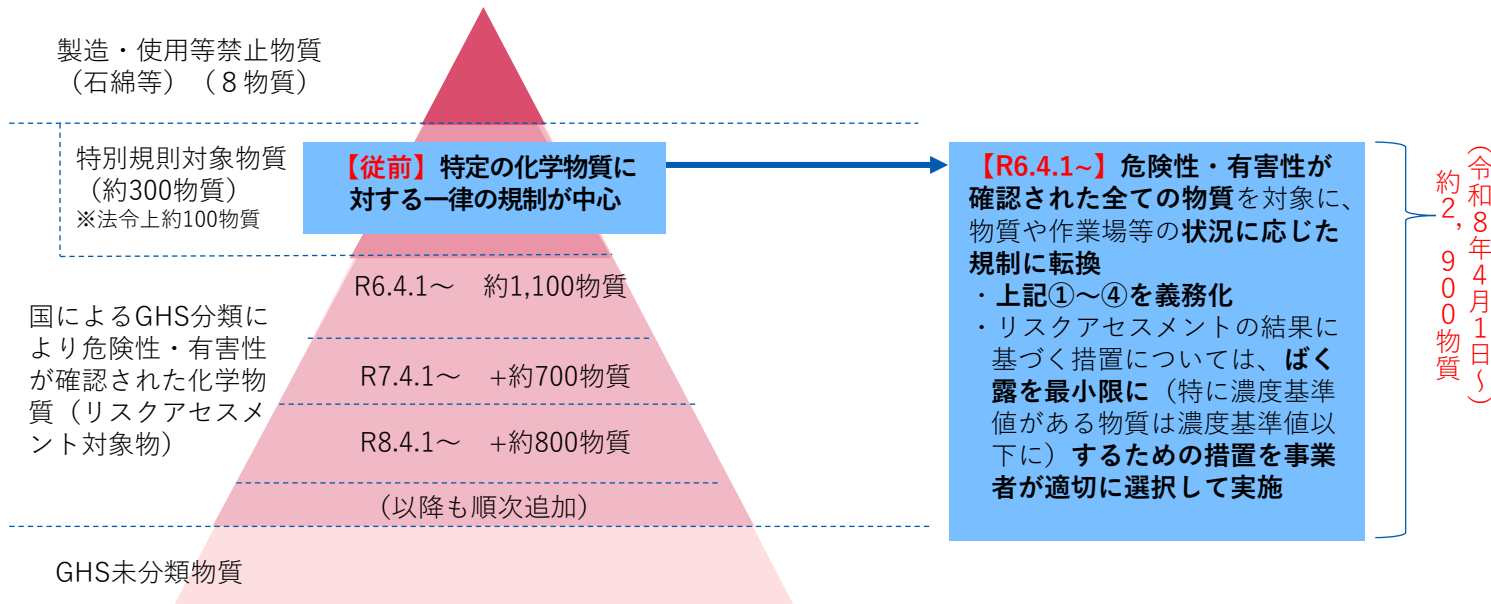
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全衛生法における化学物質規制

- 労働安全衛生法に基づき、
 - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
 - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
 - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
 - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



化学物質規制体系の抜本的見直し（下図）により、**令和8年4月には①～④の対象物質が約2,900に拡大。**



課題①

対象物質が大幅に拡大される中での、SDS交付の確実な履行

課題②

EU等の潮流を踏まえた、リスクアセスメントの実施と企業の営業秘密の保全の両立

課題③

個人ばく露測定の精度の担保

（注）GHS：2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」。日本では「日本産業規格 Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を特定している。

化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめのポイント

取りまとめの概要（危険有害性情報の通知関係（令和6年8月））

1. 現行の危険有害性情報の通知制度の運用改善について

(1) 履行確保のため、次の通り規定すべき

ア SDSの交付等による危険有害性情報の通知の義務（労働安全衛生法（以下、「安衛法」という）第57条の2第1項）に罰則を設けるべき。

イ SDS等により通知した事項を変更した場合は、変更後の通知事項を速やかに譲渡・提供先に通知（安衛法第57条の2第2項）する努力義務を義務規定とするべき。

(2) SDS等による危険有害性の通知事項のうち、必須となる事項について厚生労働省令で定めるべき。これら以外で通知が望ましい事項については、通知等で示すべき。

2. 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

(1) 重篤な健康障害を生ずる有害性クラスに該当する場合や、特定の有害性クラスであって区分1に該当する場合は非開示の対象とすべきではない。

(2) 次の事項を化学物質の譲渡・提供者に対する法令上の義務として規定すべき。

ア 非開示が認められる物質のみについて、成分の通知義務が免除されること

イ 非開示の場合には「営業秘密」であることを通知するとともに、代替名その他の情報を譲渡・提供先に通知しなければならないこと

ウ ア及びイにより成分名を非開示とし、代替名その他の情報を通知した場合、非開示とした成分名及び通知した代替名その他の情報を記録し、当該通知から5年間保存しなければならないこと

(3) 医師が、非開示対象物質にばく露した者への診断及び治療のために必要であるとして、成分名の開示を求めた場合、営業秘密に当たる成分名を直ちに開示することを化学物質の譲渡・提供者に対して義務付けるべき。

(4) 産業医が、成分名の特定が必要であるとして、成分名の開示を書面で求めた場合、その目的に必要な範囲において、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に営業秘密に当たる成分名を、速やかに開示することを化学物質の譲渡・提供者に対して義務付けるべき。

(5) 労働基準監督機関が、営業秘密の非開示事項が適切に設定されているかの確認のため、非開示情報の開示等を求めた場合、報告することを化学物質の譲渡・提供者に対して義務付けるべき。

令和7年通常国会における法改正の概要（安全衛生関係）

法改正の概要

○労働安全衛生法等の一部を改正する法律

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による**危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける**。
- ② 化学物質の**成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める**。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、**作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施**の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。

○労働施策総合推進法等の一部を改正する法律

6. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

法改正事項 1 : SDSの交付等における危険有害性情報関係①

背景

- 自律的管理を基軸とする新たな化学物質規制が全面的に施行され、化学物質管理の対象となる物質が増加する中で、化学物質のリスクアセスメント等の的確な実施が重要となっている。
- リスクアセスメントを的確に実施するためには、危険有害性情報を確実に入手することが必要。

法改正内容（概要） * 公布後5年以内に施行

- SDSの交付等による危険性又は有害性等の情報の通知の義務（安衛法第57条の2第1項）に罰則を設けたこと。
- 通知事項に変更を行う必要があるとき、変更後の通知事項を速やかに通知する努力義務規定（安衛法第57条の2第2項）を義務規定としたこと。

今後措置する事項（建議の記載事項（法改正事項を除く））

令和7年1月の「今後の労働安全衛生対策について（報告）」（以下「建議」という。）において、**SDSの交付等における必須通知事項として次の項目を追加すべき旨提言**されており、今後、省令改正等で対応する予定。

【建議抜粋】

（1）化学物質の譲渡・提供時における危険性・有害性情報の通知制度の改善等

ア 化学物質の危険性・有害性情報の通知制度の履行確保

（イ） 法令で定める必須通知事項について、よりの確なリスクアセスメントの実施を確保する観点から、

- ・ CAS登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号
- ・ 呼吸用保護具を使用する場合に選択すべき呼吸用保護具の種類（防毒用の場合は、加えて成分に応じて使用すべき吸収缶の種類）
- ・ 含有される化学物質に応じ、保護手袋として不適当な材料
- ・ 含有される成分ごとに適用される法令等

を追加することが適当である。

法改正事項 1 : SDSの交付等における危険有害性情報関係②

今後措置する事項（中間とりまとめの御提言）

「化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」では、SDSの交付等における必須通知事項ではないが、記載が望ましい事項として次の事項が示されており、通知等で対応する予定。

- 「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」について使用上の制限を重点に記載
 - ・ 物理的危険性を有する物質については、爆発限界や引火点
 - ・ 急性毒性に区分される物質等、急性の健康影響を有する物質については、換気等のばく露低減措置や作業内容に応じた保護具の使用が必要であるという注記
- 「人体に及ぼす作用（危険有害性情報）」について、労働基準法施行規則第35条及び別表1の2で定める業務上の疾病の対象物質はその旨を記載
- 「流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置」について次の事項を記載
 - ・ 救急隊員が到着する前に行うべき応急措置
 - ・ 医師が治療方針を決定する際の問い合わせ先
- 「貯蔵又は取扱い上の注意」における保護手袋について次の事項を記載
 - ・ 最終的に消費される段階の製品については、推奨する保護手袋の材料（ポジティブリスト）
 - ・ 保護手袋の「厚さ」
 - ① 作業内容や作業時間によって必要な耐透過レベルを決定して厚さ（及び材料）を選択することを明示
 - ② 標準的な使用方法に基づいて必要な耐透過性レベルが特定できる場合は、当該耐透過性レベル及び保護手袋の厚さ・材料を明示
- 「貯蔵又は取扱い上の注意」における呼吸用保護具について、ガス・蒸気とミスト状の液体等の粒子状物質が混在する作業が想定される場合は、防じん機能及び防毒機能を有するろ過式呼吸用保護具等を使用する必要があることを記載

法改正事項 2 : SDSの交付等における営業秘密情報関係①

背景

- 安衛法第57条の2第1項第2号では、SDSに記載する事項として「成分及びその含有量」が規定されており、成分を通知しないことは認められていない。
- 一方、国際連合が策定したGHS改訂9版(2021年)では、企業の営業秘密情報の保護を保証すべきとされ、営業秘密情報の保護に関する原則や考慮事項等が示されており、EU等の諸外国では既に対応が進んでいる。
- 国際的な動向も踏まえ、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合において、リスクアセスメントの実施に支障がない等の範囲で対応することが必要。

法改正内容（概要） * 令和8年4月施行

- 化学物質の譲渡提供者は、化学物質の成分の情報が営業秘密に該当する場合には、営業秘密であることを明示し、代替化学名等を定めて通知することで成分の通知に代えることができることとしたこと。
- 営業秘密は、秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であって公然と知られていないものとし、営業秘密にできる成分は厚生労働省令で定めることとしたこと。
- 営業秘密を設定して代替化学名等の通知を行った者は、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の事項を記録し、保存しなければならないこととしたこと。
- 代替化学名等の通知を行った者は、通知対象物による健康障害生ずるおそれがある場合等において、医師による診断、治療その他の行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、通知対象物の成分の情報を医師に開示しなければならないこととしたこと。
- 労働安全衛生法第100条の労働基準監督署長への報告義務者に化学物質の譲渡・提供者を加えたこと。
- 厚生労働大臣は、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとし、また、当該指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができることとしたこと。

法改正事項 2 : SDSの交付等における営業秘密情報関係②

今後措置する事項（建議の記載事項（法改正事項を除く））

建議において、代替名等による通知を認める物質、代替名等の通知をした場合の記録の保存、医師等から開示を求められた場合の対応等について次のとおり提言されており、今後、省令改正等に対応する予定。

【建議抜粋】

（１）化学物質の譲渡・提供時における危険性・有害性情報の通知制度の改善等

イ 化学物質の危険性・有害性情報の通知制度における営業秘密の保持

（ア）（略）リスクアセスメントの実施に支障がない範囲で営業秘密の保持を図る必要がある。具体的には、企業の営業秘密の保持の観点から、（略）

・ 含有量については、代替名等の通知を認める物質についても、現行法令で認められている10%刻みでの通知を認めることが適当である。

その際、リスクアセスメントの実施に支障がないことを担保する観点から、

・ 代替名等による通知を認めるのは、国によるGHS分類の結果により重篤な健康障害を生ずる有害性クラスに該当しない物質、特定の有害性クラスであって最も重い区分 1 に該当しない物質、混合物の有害性区分に影響を与える濃度（濃度限界）に満たない場合、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）等の特別規則の適用対象物質等になっていない物質に限定すること（略）が適当である。

（イ）代替名等による通知を行う場合には、（略）

・ 実際の成分名及び通知した代替名等を記録し、通知から 5 年間保存しなければならないことを譲渡・提供者に義務付けることが適当である。

（略）

（工）代替名等を通知した場合であっても、

・ 医師が診断及び治療のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、直ちに開示すること
・ 産業医が労働者の健康管理のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、秘密保持を条件に速やかに開示すること

（略）

・ 事業を廃止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に営業秘密情報の記録を提出することを譲渡・提供者に義務付けることが適当である。

SDS情報交換のための標準的フォーマットについて

[化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ（令和6年8月）における国の支援にかかる記載]

第3 履行確保のための施策等

2 SDS等の作成者に対する支援

1. 国がモデルSDSにおける有害性の区分や濃度基準値などを変更した場合、国は、速やかに情報をメーカー団体に提供すべきである。また、中小事業場に対して、SDS作成支援ツール^{注1}を周知すべきである。

2. SDS等の作成については、事業者団体が連携し、改正法令の公布から施行までの5年間を目途に、中小事業者に対する支援を行うべきである。

3. 危険有害性情報の通知の電子化及び標準化^{注2}については、具体的な方法を引き続き検討し、改正法令の公布から5年後に中小事業者が電子化及び標準化に対応できるよう、国が一定の支援を行うべきである。

(注1) 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が提供しているNITE-Gmiccs等

(注2) 通知の電子化・標準化にあたっては、製造者の知的財産の保護の必要性に応じたレベルのセキュリティ対策が利用可能となるような仕様とする。

課題

- ・労働安全衛生法において、危険性又は有害性が確認されている物質を譲渡・提供する際には、危険性有害性を譲渡先に通知することが求められているが、その際に用いられる**安全データシート（SDS）**について、**電子化が進んでおらず、様式も統一されていない。**
- ・化学物質製品は、単一物質を大量に作る製造者（川上）、それを用いて中間製品を作る製造者（川中）、最終製品を作る製造者（川下）があり、それぞれが電子システムを有しているが、その間を紙のSDSで繋いでいるため、特に、多数の原料を使用する川下製造事業者で**SDS記載情報をシステムに入力する負担が大きく、SDSの更新に時間を要することの原因となっている。**



化学物質の譲渡・提供者が共通のフォーマットを用いて危険有害性情報のデータ（SDSデータ）を作成することにより、電子的な情報の交換を容易にすること、SDSの作成・変更・交付等の一連の作業負担を軽減することと目的として、令和6年9月から、検討を開始。

SDS情報交換のための標準的フォーマットの検討について①

毒性学、化学物質の有害性評価等の領域の学識経験者、化学工業においてSDS等の作成に関して見識を有する者及び化学物質を使用する製造業で使用されているSDS等の活用方法に詳しい者等、合計10名を委員に選定し、令和6年11月から令和7年3月にかけて計4回の検討会を開催した（委託事業）。

会合	開催形態	開催日時	主な議題
第1回	対面/Web	令和6年11月6日 14:00～16:15	1. 検討委員会の設置について 2. SDS電子化標準化に向けた検討背景と方針 3. SDS電子化標準化の海外動向 4. 本年度の検討方針 (1)基本的な検討の進め方について (2)ユースケースの整理／秘密情報の保持に向けた事例調査 (3) SDSの収集・解析について
第2回	対面/Web	令和6年12月10日 10:00～12:15	1. 指摘事項と対応方針（案） 2. SDSデータ交換フォーマットの検討 3. 事業者へのアンケート調査
第3回	対面/Web	令和7年2月12日 13:00～15:15	1. 主なご指摘事項と対応方針（案） 2. アンケート・ヒアリングについて (1) アンケート・ヒアリング結果(中間報告) (2) アンケート・ヒアリングを踏まえた対応方針 3. SDSデータ交換フォーマットの検討 4. 今後の検討事項の整理
第4回	対面/Web	令和7年3月3日 15:00～16:45	1. 主なご指摘事項と対応方針（案） 2. ヒアリング結果（追加報告） 3. SDSデータ交換フォーマット修正案 4. SDSデータ交換フォーマット及びマニュアル案 5. 今後の検討事項の整理

SDS情報交換のための標準的フォーマットの検討について②

フォーマットについて

- SDSデータ交換フォーマットはJSONを採用。
- フォーマットをベースに各種システムがJSON形式のSDSデータを入出力することで、迅速かつ効率的な情報伝達が可能になると考えられる。
- SDSを提供する際には、PDFなどの形式でSDS本体を送付するとともに、付随情報として、本スキーマに基づくSDSデータを添付する形を想定。

